

厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)の指定及び公園計画決定案について

1. 背景

本公園は北海道東部の太平洋側に位置し、海岸線の後退と砂丘の堆積によって形成された霧多布湿原及び河岸の湛水によって形成された別寒辺牛湿原といった形成過程の異なる2つの湿原が、ほぼ原生的な状態で残されているほか、厚岸湖、火散布沼等の海跡湖並びに尻羽岬、大黒島等の海食崖及び島嶼を有し、変化に富んだ優れた自然景観を呈しています。また、厚岸湖におけるカキやアサリの養殖、周辺海域における昆布漁など、森・川・海の繋がりにより育まれてきた人と自然との共生による文化景観を見ることができます。加えて、本公園の湿原の大部分及び厚岸湖が国際的に重要な水鳥の生息地としてラムサール条約の登録湿地となっていることや、希少な湿原植生や海鳥繁殖地が国指定天然記念物に指定されていること等、多様な動植物の生息及び生育の場となっています。

このように、本公園は多様で優れた景観を有し、貴重な野生動植物が分布している我が国における傑出した自然の風景地であることから、国定公園として新たに指定するものです。

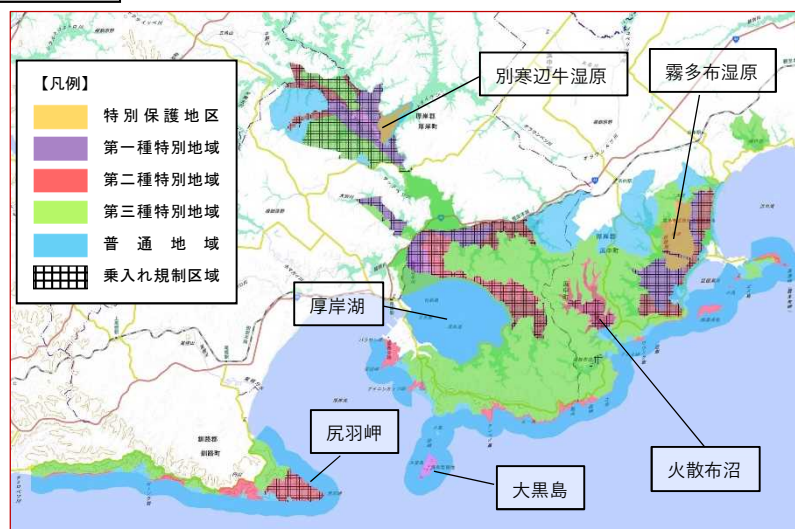
厚岸霧多布昆布森国定公園（仮称）



霧多布湿原



別寒辺牛湿原



保護規制計画



利用施設計画

2. 指定理由・公園計画の基本方針等

風景形式：雄大で荒々しい海食崖が連続した岩石海岸、国内有数の規模を誇る湿地及びそこに成立する希少な水鳥繁殖地や湿原植生等の生態系と、人と自然との共生により育まれてきた文化景観とが一体となってつくり出す景観

主な景観要素：原生的な湿原景観、高層・低層湿原の植物群落、海食崖、海岸段丘、草原植生群落、文化景観（漁業風景）

テーマ：湿原と断崖が語る大地と海の交わり～生命（いのち）あふれる湿原と海～

3. 公園区域

別寒辺牛湿原及び霧多布湿原一帯、大黒島周辺の地域、昆布森から尻羽岬まで及び愛冠岬から琵琶瀬まで広がる海食崖・海岸段丘を有する地域やその周辺海域等

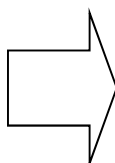
4. 保護規制計画

別寒辺牛湿原及び霧多布湿原において原生的な湿原景観を有する地域、別寒辺牛川河口部及び大別川流域に分布する低層湿原地域並びにコシジロウミツバメの大繁殖地として独特の海岸景観を有する大黒島の地域を重点的に保護します。

（参考：道立自然公園と国定公園の面積の変化について）

【厚岸道立自然公園】

特別保護地区	- ha
第一種特別地域	2,244 ha
第二種特別地域	5,178 ha
第三種特別地域	9,815 ha
普通地域（陸域）	4,286 ha
普通地域（海域）	- ha
合 計	21,523 ha



【厚岸霧多布昆布森国定公園（仮称）】

特別保護地区	966ha
第一種特別地域	2,770 ha
第二種特別地域	4,768 ha
第三種特別地域	16,478 ha
普通地域（陸域）	7,584 ha
普通地域（海域）	8,921 ha
合 計	41,487 ha

5. 利用施設計画

利用者が湿原景観や海岸景観等の自然との触れ合いを楽しめるように次の利用施設を計画します。

（1）単独施設

北海道内各町において、以下のとおり計画します。

- ・釧路郡釧路町：園地（3箇所）、野営場（2箇所）・厚岸郡厚岸町：園地（4箇所）、野営場（1箇所）、舟遊場（2箇所）、博物展示施設（2箇所）
- ・厚岸郡浜中町：園地（10箇所）、野営場（1箇所）、舟遊場（1箇所）、博物展示施設（1箇所）

合計：園地（17箇所）、野営場（4箇所）、舟遊場（3箇所）、博物展示施設（3箇所）

（2）道路

北海道内各町において、以下のとおり計画します。

（ア）車道

釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町及び同郡浜中町において、車道（14路線）を計画します。

（イ）歩道

釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町及び同郡浜中町において、歩道（2路線）を計画します。